２　法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第五十条の三十三第一項第二号の規定により全ての組合及び連合会に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　全ての組合及び連合会に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　（略）

３　法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～三　（略）

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五　役員が法第百十八条第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六　（略）

七　紛争解決委員（法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。以下同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務（法第百十八条第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第五十条の四十五において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八・九　（略）

（業務規程で定めるべき事項）

第五十条の三十七　法第百十九条第八号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　苦情処理手続（法第百十八条第五項第一号に規定する苦情処理手続であって、信用事業等（同項第二号に規定する信用事業等をいう。以下同じ。）に係るものをいう。以下同じ。）又は紛争解決手続（同条第三項に規定する紛争解決手続であって、信用事業等に係るものをいう。以下同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五　（略）

（手続実施基本契約の内容）

第五十条の三十八　法第百二十条第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号の主務省令で定める事項は、指定信用事業等紛争解決機関（法第百二十条第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下同じ。）は、当事者である加入組合（法第百十九条第四号に規定する加入組合をいう。以下同じ。）の利用者の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入組合に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

２　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第五十条の三十三第一項第二号の規定によりすべての組合及び連合会に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　すべての組合及び連合会に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　（略）

３　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～三　（略）

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五　役員が法第百二十一条の六第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六　（略）

七　紛争解決委員（法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。以下同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務（法第百二十一条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第五十条の四十五において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八・九　（略）

（業務規程で定めるべき事項）

第五十条の三十七　法第百二十一条の七第八号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三　（略）

四　苦情処理手続（法第百二十一条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続であって、信用事業等（同項第二号に規定する信用事業等をいう。以下同じ。）に係るものをいう。以下同じ。）又は紛争解決手続（同条第三項に規定する紛争解決手続であって、信用事業等に係るものをいう。以下同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五　（略）

（手続実施基本契約の内容）

第五十条の三十八　法第百二十一条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号の主務省令で定める事項は、指定信用事業等紛争解決機関（法第百二十一条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下同じ。）は、当事者である加入組合（法第百二十一条の七第四号に規定する加入組合をいう。以下同じ。）の利用者の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入組合に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。